

# 低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業公募要領

平成28年4月  
環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業）の交付決定を受けて事業を実施する者の募集を行います。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業者として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

## 公募要領目次

1. 事業の目的と性格
2. 公募する事業の対象
3. 補助事業者及び補助事業期間
4. 補助対象事業の選定
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募の方法について

### ○補助事業における留意事項について(必ずお読みください。)

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

- ・別紙1 低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業 事業実施計画書
- ・別紙2 低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業 経費内訳
- ・別紙3 低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業 予算書
- ・別紙4 応募提案書概要資料
- ・別紙5 コスト等比較資料

## 1. 事業の目的と性格

○本事業では、再生可能エネルギーの中で最も大きな導入ポテンシャルを有する浮体式洋上風力の本格的な普及を促進するため、効率的かつ正確な海域動物・海底地質等調査手法、又は低炭素かつ効率的な浮体式洋上風力発電の施工手法を確立し、もって再生可能エネルギーの導入の更なる促進及び温室効果ガス排出削減を図ることを目的としております。

○本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定によるほか、この補助金の交付要綱・実施要領に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、環境省の指示に従わない場合には、交付要綱の規定に基づき交付決定の取消しの措置をとることもあります。また、事業終了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細は「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

- ・ 事業開始は、交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業により取得等した財産であることの表示などが必要です。
- ・ 補助事業で取得等した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと）しようとする場合は、あらかじめ環境省に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、当省より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消すこともあります。

## 2. 公募する事業の対象

### (1) 対象事業の要件

浮体式洋上風力の本格的な普及を促進するため、効率的かつ正確な海域動物・海底地質等調査手法を確立する事業（以下「洋上海域動物・海底地質等調査促進事業」という）、又は低炭素かつ効率的な浮体式洋上風力発電の施工手法を確立する事業（以下「低炭素型浮体式洋上風力発電施工手法低炭素・高効率化等促進事業」という）であって、各事業につき下記の各要件を全て満たすものを対象とする。

#### ①海域動物・海底地質等調査促進事業

- 一 日本の気象海象条件に適合したシステムを製作し、実海域での調査を行うこと。
- 二 環境調和型の実測手法を確立すること。また、経済性・効率性(費用対効果等)が高く、事業性があり、標準技術として普及が見込まれること。

#### ②低炭素型浮体式洋上風力発電施工手法低炭素・高効率化等促進事業

- 一 船の稼働日数を短縮したり、施工コストに占める割合の大きい係留や海底ケーブルの敷設コスト等を低減したりすることなど、低炭素かつ効率的な浮体式洋上風力発電の施工方法を確立すること。
- 二 環境省事業（洋上風力発電実証事業）で確立したハイブリッドスパー型浮体式洋上風力発電の施工方法の改善に資するものであること。
- 三 経済性・効率性(費用対効果等)が高く、事業性があり、標準技術として普及が見込まれること。
- 四 実証を通じた施工方法の確立により、浮体式洋上風力発電の導入が見込まれること。

### (2) 補助金の交付額

- (1) の事業に係る経費の総額の3分の2を上限とします。

## 3. 補助金の交付を申請できる者及び補助事業期間

### (1) 補助金の交付を申請できる者は、以下のとおりとします。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- オ 法律により直接設立された法人
- カ その他環境大臣が適当と認める者

### (2) 補助事業期間は原則として下記のとおりとします。

- ①洋上海域動物・海底地質等調査促進事業：2年以内
- ②低炭素型浮体式洋上風力発電施工手法低炭素・高効率化等促進事業：3年以内

複数年度にまたがる事業を実施する場合は、応募時に年度毎の事業経費、実施工程等を明確に区分した事業実施計画書を提出してください。ただし、補助事業期間は単年度であるため、補助金の交付申請等は年度ごとに行う必要があります。

なお、複数年度の事業の実施は、各年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、次

年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

(3) 事業実施期間

毎年度、交付決定の日から3月末日までの日とします。

#### 4. 補助事業者の選定

(1) 一般公募を行い、選定します。

(2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で補助事業者を選定します。

① 海域動物・海底地質等調査促進事業

ア 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

イ 事業の実施内容や工程等実施計画が実現可能なものであること。

ウ 海域動物調査については、環境影響評価や漁業協調の観点から、鳥類・魚類等の海域動物の生態を正確かつ効率的に把握するものであること。また、海底地質等調査については、掘削や燃料消費を不必要に繰り返すことなく、埋設に適した地点を効率的に探すものであること。

エ 日本の厳しい気象海象条件に適合したシステムを製作し、実海域での調査を実施するものであること。

オ 経済性・効率性（費用対効果等）が高く、環境調和型の実測手法であり、事業性があること。

カ モデル性の高い手法であり、民間事業者による洋上風力発電の導入普及を促進するものであること。

② 低炭素型浮体式洋上風力発電施工手法低炭素・高効率化等促進事業

ア 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること

イ 事業の実施内容や工程等実施計画が実現可能なものであること。

ウ 低炭素かつ効率的な浮体式洋上風力発電の施工方法を確立すること。また、環境省（洋上風力発電実証事業）で確立したハイブリッドスパー型浮体式洋上風力発電機の施工方法の改善に資するものであること。

エ 施工コストに占める割合の大きい係留や海底ケーブルの敷設コスト等を低減したり、船の稼働日数を短縮を可能とするなど、抜本的な見直しを行うものであること。

オ 経済性・効率性（費用対効果等）が高く、事業性があり、標準技術として普及が見込まれること。

カ 実証を通じた施工方法の確立により、浮体式洋上風力発電の導入が見込まれること。

なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査結果に対するご意見は対応いたしかねます。

また、補助対象となる設備及びそれらの付帯設備等の設置に当たっては、各種法令の許可等を得て適切に行ってください。

## **5. 応募に当たっての留意事項**

### (1) 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り（補助対象経費の区分は別紙参照）。

<補助対象設備の範囲>

#### ① 海域動物・海底地質等調査促進事業

- ・ 海域動物の観測に必要な機器（映像記録機器、計測機器等）及びその付帯設備
- ・ 海底地質調査に必要な機器（映像記録機器、計測機器等）及びその付帯設備
- ・ 開発した調査方法の実海域での実証・試験等に係る経費

#### ② 低炭素型浮体式洋上風力発電施工手法低炭素・高効率化等促進事業

- ・ 係留・海底ケーブル等を設置するための設備及びその付帯設備
- ・ 浮体式洋上風力発電設備を設置する海域で、安定して施工作业を行うために必要な設備
- ・ 洋上風車組立・設置工事（クレーン等）等に係る設備及びその付帯設備
- ・ その他既存の施工方法に比して効率的かつ低炭素な施工に必要な設備及びその付帯設備
- ・ 作業船の改造又は造船に係る経費
- ・ 開発した施工方法の実証・試験等に係る経費

<補助対象経費の範囲>

事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

<補助対象外経費の代表例>

- ・ 事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 建屋の建設（簡易なものを除く。）にかかる経費
- ・ 事業実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- ・ 学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ・ 既存施設・設備等の撤去費
- ・ 風車等発電関係の設備に関する経費
- ・ その他事業の実施に直接関連のない経費

### (2) 維持管理

導入した設備は、設備所有者又は設備管理者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものとなります。また、導入に係る各種法令を遵守してください。

(3) 二酸化炭素の削減量等の把握及び情報提供

事業実施者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、対象事業で導入した設備の運用の状況や、対象事業による洋上風力発電設備の導入量、その他事業から得られた情報を、環境省の求めに応じて提供してください。

(4) 事業の継続について

事業実施者は、翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合においては、継続しようとする年度の前年度の3月末において見込まれる実施計画の達成状況を、別途示す様式により報告し、事業継続の可否について審査を受けてください。達成状況によっては継続実施が認められない場合がありますのであらかじめご留意ください。

なお、複数年度の事業の実施は、各年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、2年度目以降の事業費については、前年度中に調整をお願いする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(5) 事業報告書の作成及び提出

事業実施者は、実施要領に従い、補助事業をすべて終了した日の翌日からその年度の3月末までの期間及びその後3年間の期間について、毎年度、技術実証の成果及び二酸化炭素の削減量を事業報告書（電子データ（DVD-R））に取りまとめ、当該年度の翌年度の4月30日までに提出してください。

なお、複数年度にわたる事業については最終年度の事業終了後に提出する事業報告書において、当該事業の費用対効果、当該事業以外に事業実施者等が他の地域等において本事業で確立した調査手法、施工手法を用いて、洋上風力発電を導入する等の実績や今後の導入計画等を含めたものとしてください。

(6) 事業成果の公表について

事業成果の公表にあたっては、環境省事業で行った旨を明示してください。

## 6. 応募の方法について

(1) 応募方法

応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子データ（DVD-R）を、公募期間内に持参又は郵送により環境省に提出していただきます。提出物は、宛名面に提出事業者名・事業名「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業）応募書類」及び応募する個別事業名「海域動物・海底地質等調査促進事業」又は「低炭素型浮体式洋上風力発電施工手法低炭素・高効率化等促進事業」のいずれかを赤字で明記してください。

(2) 公募期間

公募開始日から平成28年5月9日（月）17時必着

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

① 応募に必要な書類

「低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業 事業実施計画書【別紙1】」  
「低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業 経費内訳【別紙2】」  
「低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業 予算書【別紙3】」

(※【別紙3】は地方公共団体のみ)

「応募提案書概要資料【別紙4】」

「コスト等比較資料【別紙5】」

(※【別紙5】は「低炭素型浮体式洋上風力発電施工手法低炭素・高効率化等促進事業」  
の応募者のみ)

※必要に応じて記入欄を引き延ばしてください。また、適宜参考資料を添付してください。

※別紙1実施計画書については補助要件を確認できる書類(機器仕様、図面)等を、別紙2経費内訳については、金額の根拠書類(見積書)等を、参考資料として添付してください。

※別紙4応募提案書概要資料について、画像等の他は、事業実施計画書【別紙1】に記載した内容と整合性がとれるように記載すること。なお、事業要件を満たしているかなど一定の審査を通過した提案について、本資料に基づき審査委員会によるヒアリング等を実施する予定です。

※別紙5コスト等比較資料について、応募事業と環境省洋上風力発電実証事業における施工方法でのコストやCO<sub>2</sub>排出量等と比較できる様式になっています。

## ② 提出部数

①の書類(紙)について、正本1部・副本7部、これを保存したDVD-Rを1部提出してください。

## (4) 提出先

環境省地球環境局地球温暖化対策課

低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業担当

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

## (5) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります(提出期限必着のこと)。

## (6) 応募に関する質問の受付及び回答

### ○ 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

環境省地球環境局地球温暖化対策課

FAX: 03-3580-1382

Email: chikyu-ondanka/atmark/env.go.jp

(注) メール送信の際には/atmark/を@に変換してください

### ○ 受付方法

電子メール又はFAX(A4、様式自由)にて受け付けます(電話、来訪等による問合せには対応しません)。電子メール又はFAXの件名は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業)に関する質問」



としてください。本文には個別事業名「海域動物・海底地質等調査促進事業」及び「低炭素型浮体式洋上風力発電施工手法低炭素・高効率化等促進事業」のいずれかがわかるように記載してください。

○ 受付期間

公募開始後 ～ 平成28年4月19日（火）の17時まで

○ 回答

電子メール又はFAXにより行います。

※応募書類電子ファイルの作成・保存に関する注意事項

- ・応募書類一式を、ダウンロードしたファイルに対応したアプリケーションで作成し、それぞれを一連の電子ファイルとして提出すること。ダウンロード時に一つのファイルとなっている応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱い（様式の一部欠損等）に関し、当方は責任を持たない。
- ・電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Word2010 以下及び Excel2010 以下のバージョン形式とすること。
- ・使用するフォントについては、一般的に用いられないものを使用しないこと。
- ・電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をすること。特に図表等を挿入する場合は、十分注意すること。
- ・当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないこと。このようなファイルは速やかに破棄・削除し、本業務の選定対象外とすることがある。
- ・Windows 以外のパソコンで書類を作成した場合、必ず Windows を搭載したパソコンでファイルを展開できることを確認の上、提出すること。ダウンロードした Word 又は Excel の様式を一太郎その他のソフトに変換して提出した場合及び当方の Windows マシンで展開できない状態で提出した場合は受理できないので注意すること。

※提出書類の受領確認

提案書類に記されたメールアドレスあてに、受領した旨をメールします。当方へ送付後、3営業日程度後においても受領確認のメール等がない場合、送付過程でのトラブルが考えられます。電話にてお問い合わせください（電話番号は末尾参照）。

※提出いただいた書類・ファイル等について

提出いただいた書類・ファイル等は、返還しません。また、原則として一度提出された書類・ファイルの変更は受け付けません。

## ○補助事業における留意事項等について

### 1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、平成28年度予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定によるほか、本補助金の交付要綱・実施要領に定めるところによることとします。万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

なお、採択した事業については、環境省のウェブサイトにおいて、事業名、事業者名及び事業概要等を公表する場合があります。また、あわせて記者発表を行う場合があります。

ただし、当該事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、原則公表しません。

### 2. 補助金の交付について

#### (1)交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は別途定める交付要綱に従います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

#### (2)交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

#### (3)事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります（なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・ 契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くよう手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払い及び精算が行われること。

#### (4)その他

補助対象経費の詳細は別紙の内容を予定しています。

### 3. 補助金の経理等について

#### (1)補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

#### (2)実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

#### (3)補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

#### (4)補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。

#### (5)取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、補助事業により整備された機械、器具、設備その他の財産には、環境省補助事業で取得等した財産である旨を明示しなければなりません。

別紙

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費  労務費  直接経費  (間接工事費) 共通仮設費  現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>

		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	開発費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の開発のための調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得</p>

られた額の合計額の範囲内とする。

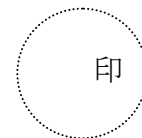
号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%
3	1 億円を超える金額に対して	4.5%

## 別表

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

環境省地球環境局長 殿

住 所  
法 人 名  
代 表 名



低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業に係る補助事業者応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 事業実施計画書【別紙1】
2. 経費内訳【別紙2】
3. 予算書【別紙3】(地方公共団体のみ)
4. 応募提案書概要資料【別紙4】
5. コスト等比較資料【別紙5】(「低炭素型浮体式洋上風力発電施工手法低炭素・高効率化等促進事業」の応募者のみ)
6. 法人の定款又は寄付行為
7. 過去2年程度の事業報告及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)  
※ 申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画(案)及び収支予算(案)、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する事業報告及び決算報告

(担当者欄)

所属部署名：  
役 職 名：  
氏 名：  
T E L：  
F A X：  
E - m a i l：